

平成24年度（2012年度）

小金井市予算の概要

「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」



目次

1	平成24年度予算編成の基本的な考え方	1
2	予算規模	2
3	歳入の概要	3
4	歳出の概要	
(1)	目的別歳出	4
(2)	性質別歳出	5
5	基金と市債の概要	
(1)	基金の状況	8
(2)	市債の状況	9
6	地方財政政策と市の主たる歳入の変動	10
7	市の家計簿	11
8	主な事業	12
9	財政用語	15

1 平成24年度予算編成の基本的な考え方

【編成方針】

平成24年度予算は、危機的な財政状況に対応するために、政策的経費を含む全事業を抜本的に見直すとともに、経常的経費の一律削減措置等を実施しながらも、市民サービスの量の確保と質の向上を図り、これまで以上に徹底したコスト意識の下、「限られた行財政資源の効果的かつ効率的な活用」、「更なる行財政改革の推進」、「計画的かつ総合的な行財政運営の確保」を一体的、継続的に取組むことを基本とし、併せて、小金井市第3次行財政改革大綱の目的を実現することを念頭に、第4次小金井市基本構想・前期基本計画の計画的な推進を目指す予算としました。

2 予算規模

市全体の予算規模は約 5 6 8 億円と対前年度約 1 億円の増です。

一般会計は約 2 億円の減となり、特別会計は約 3 億円の増となりました。

主な要因は、一般会計においては、退職手当等人件費の減等によるものです。

特別会計においては、受託水道事業特別会計で約 6. 9 億円の皆減に対して、国民健康保険特別会計で退職被保険者等療養給付費等の増により約 5. 5 億円の増、介護保険特別会計で保険給付費等の増により約 4. 6 億円の増となったこと等によるものです。

(単位：千円、%)

区 分		平成 2 4 年度	平成 2 3 年度	増 減	増 減 率
一 般 会 計		36,945,000	37,191,000	△ 246,000	△ 0.7
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	9,801,100	9,253,830	547,270	5.9
	下水道事業特別会計	1,472,972	1,595,759	△ 122,787	△ 7.7
	受託水道事業特別会計	0	693,800	△ 693,800	皆減
	介護保険特別会計	6,381,344	5,925,059	456,285	7.7
	後期高齢者医療特別会計	2,227,431	2,093,265	134,166	6.4
	計(特別会計)	19,882,847	19,561,713	321,134	1.6
合 計		56,827,847	56,752,713	75,134	0.1

3 歳入の概要

市税は約3.0億円、国庫支出金は約1.8億円、都支出金は約3.7億円、繰入金は約2.4億円の減、税連動交付金は約1.1億円、地方交付税は約1.1億円、市債は約4.3億円の増となっています。

歳入の根幹である市税の予算額は約195億円、対前年度約3.0億円、1.5%の減となり、景気の動向等から前年度よりも減収となる見込みとなっています。

都支出金は、対前年度約3.7億円、7.2%の減となり、緊急雇用創出事業臨時特例補助金の減が主な理由となっています。

繰入金は、対前年度約2.4億円、14.6%の減となり、財政調整基金繰入金の減が主な理由となっています。

市債については、対前年度約4.3億円、22.9%の増となり、いわゆる赤字債と言われていす臨時財政対策債は、8.9億円と対前年度1.4億円の増となっています。

(単位：千円、%)

款	平成24年度		平成23年度		対前年度比較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1 市 税	19,493,102	52.7	19,788,354	53.2	△ 295,252	△ 1.5
市 民 税	10,558,763	28.6	10,630,417	28.6	△ 71,654	△ 0.7
固 定 資 産 税	6,734,596	18.2	6,983,243	18.8	△ 248,647	△ 3.6
軽 自 動 車 税	39,178	0.1	40,029	0.1	△ 851	△ 2.1
市 た ば こ 税	481,395	1.3	409,351	1.1	72,044	17.6
都 市 計 画 税	1,679,170	4.5	1,725,314	4.6	△ 46,144	△ 2.7
2 地 方 譲 与 税	180,000	0.5	164,000	0.4	16,000	9.8
3 利 子 割 交 付 金	136,000	0.4	140,000	0.4	△ 4,000	△ 2.9
4 配 当 割 交 付 金	66,000	0.2	52,000	0.1	14,000	26.9
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	13,000	0.0	34,000	0.1	△ 21,000	△ 61.8
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,128,000	3.1	1,023,000	2.8	105,000	10.3
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	113,000	0.3	102,000	0.3	11,000	10.8
8 地 方 特 例 交 付 金	70,774	0.2	165,000	0.4	△ 94,226	△ 57.1
9 地 方 交 付 税	110,000	0.3	1	0.0	109,999	10,999,900.0
10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	13,000	0.0	14,000	0.0	△ 1,000	△ 7.1
11 分 担 金 及 び 負 担 金	854,315	2.3	534,243	1.4	320,072	59.9
12 使 用 料 及 び 手 数 料	947,760	2.5	929,362	2.5	18,398	2.0
13 国 庫 支 出 金	4,672,777	12.7	4,856,452	13.1	△ 183,675	△ 3.8
14 都 支 出 金	4,733,925	12.8	5,102,405	13.7	△ 368,480	△ 7.2
15 財 産 収 入	32,891	0.1	31,397	0.1	1,494	4.8
16 寄 附 金	5,599	0.0	7,145	0.0	△ 1,546	△ 21.6
17 繰 入 金	1,431,808	3.9	1,676,150	4.5	△ 244,342	△ 14.6
うち財政調整基金繰入金	840,000	2.3	1,070,000	2.9	△ 230,000	△ 21.5
18 繰 越 金	500,000	1.4	500,000	1.4	0	0.0
19 諸 収 入	150,249	0.4	205,191	0.6	△ 54,942	△ 26.8
20 市 債	2,292,800	6.2	1,866,300	5.0	426,500	22.9
建 設 事 業 債	1,402,800	3.8	1,116,300	3.0	286,500	25.7
臨 時 財 政 対 策 債	890,000	2.4	750,000	2.0	140,000	18.7
合 計	36,945,000	100.0	37,191,000	100.0	△ 246,000	△ 0.7

4 歳出の概要

(1) 目的別歳出

民生費、衛生費が伸びています。

民生費は総額では約0.8億円の増ですが、法改正に伴う子ども手当（子どものための手当）の増減を除くと、約6.1億円の増となります。子ども手当（子どものための手当）約5.3億円、学童保育所建替工事約3.1億円の減、けやき保育園及びピノキオ幼児園移転改築等工事約4.5億円、生活保護費約2.6億円、介護給付費・訓練等給付費約0.6億円の増によるものです。

衛生費は約3.4億円の増で、旧二枚橋衛生組合施設解体等工事約4.8億円の増、可燃ごみ処理委託料約0.5億円、環境配慮型住宅新築工事約0.5億円の減によるものです。

(単位：千円、%)

款	平成24年度		平成23年度		対前年度比	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1 議会費	383,309	1.0	449,354	1.2	△ 66,045	△ 14.7
2 総務費	3,947,911	10.7	4,137,925	11.1	△ 190,014	△ 4.6
3 民生費	14,887,493	40.3	14,804,625	39.8	82,868	0.6
4 衛生費	4,593,521	12.4	4,252,784	11.4	340,737	8.0
5 労働費	109,513	0.3	402,629	1.1	△ 293,116	△ 72.8
6 農林水産業費	36,231	0.1	33,277	0.1	2,954	8.9
7 商工費	238,466	0.7	191,497	0.5	46,969	24.5
8 土木費	4,687,679	12.7	4,765,418	12.8	△ 77,739	△ 1.6
9 消防費	1,551,332	4.2	1,554,398	4.2	△ 3,066	△ 0.2
10 教育費	3,478,978	9.4	3,616,273	9.7	△ 137,295	△ 3.8
11 公債費	2,908,001	7.9	2,856,588	7.7	51,413	1.8
12 諸支出金	53,319	0.1	66,197	0.2	△ 12,878	△ 19.5
13 予備費	69,247	0.2	60,035	0.2	9,212	15.3
合計	36,945,000	100.0	37,191,000	100.0	△ 246,000	△ 0.7

(2) 性質別歳出

公債費、繰出金等が伸び、人件費、扶助費等が減少しています。

公債費は約0.5億円、1.8%の増で、主に平成20年度に借入れた地方債の元金償還開始によるものです。

繰出金は約0.8億円、2.4%の増で、主に国民健康保険特別会計で退職被保険者等療養給付費等の増により約5.5億円の増、介護保険特別会計で保険給付費等の増により約4.6億円の増となったことに伴う一般会計からの繰出金増によるものです。

人件費は約2.4億円、3.3%の減で、主に退職手当約1.5億円の減によるものです。

扶助費は約1.4億円、1.8%の減となっておりますが、これは子ども手当の法改正（子どものための手当）によるもので、これを除くと約3.9億円の増となります。主に、子ども手当（子どものための手当）約5.3億円の減、生活保護費約2.6億円、介護給付費・訓練等給付費約0.6億円、乳幼児・義務教育就学児医療費約0.4億円の増によるものです。

(単位：千円、%)

区 分	平成24年度		平成23年度		対前年度比	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
人 件 費	6,984,767	18.9	7,222,915	19.4	△ 238,148	△ 3.3
うち退職手当	717,885	1.9	868,003	2.3	△ 150,118	△ 17.3
物 件 費	6,352,001	17.2	6,304,091	16.9	47,910	0.8
維持補修費	179,383	0.5	185,371	0.5	△ 5,988	△ 3.2
扶 助 費	7,680,038	20.8	7,818,119	21.0	△ 138,081	△ 1.8
補助費等	4,116,178	11.1	4,161,265	11.2	△ 45,087	△ 1.1
投資的経費	4,839,808	13.1	4,796,926	12.9	42,882	0.9
公 債 費	2,908,001	7.9	2,856,588	7.7	51,413	1.8
積 立 金	211,236	0.6	265,772	0.7	△ 54,536	△ 20.5
投資及び出資金 貸付	601	0.0	601	0.0	0	0.0
繰 出 金	3,603,740	9.7	3,519,317	9.5	84,423	2.4
予 備 費	69,247	0.2	60,035	0.2	9,212	15.3
合 計	36,945,000	100.0	37,191,000	100.0	△ 246,000	△ 0.7

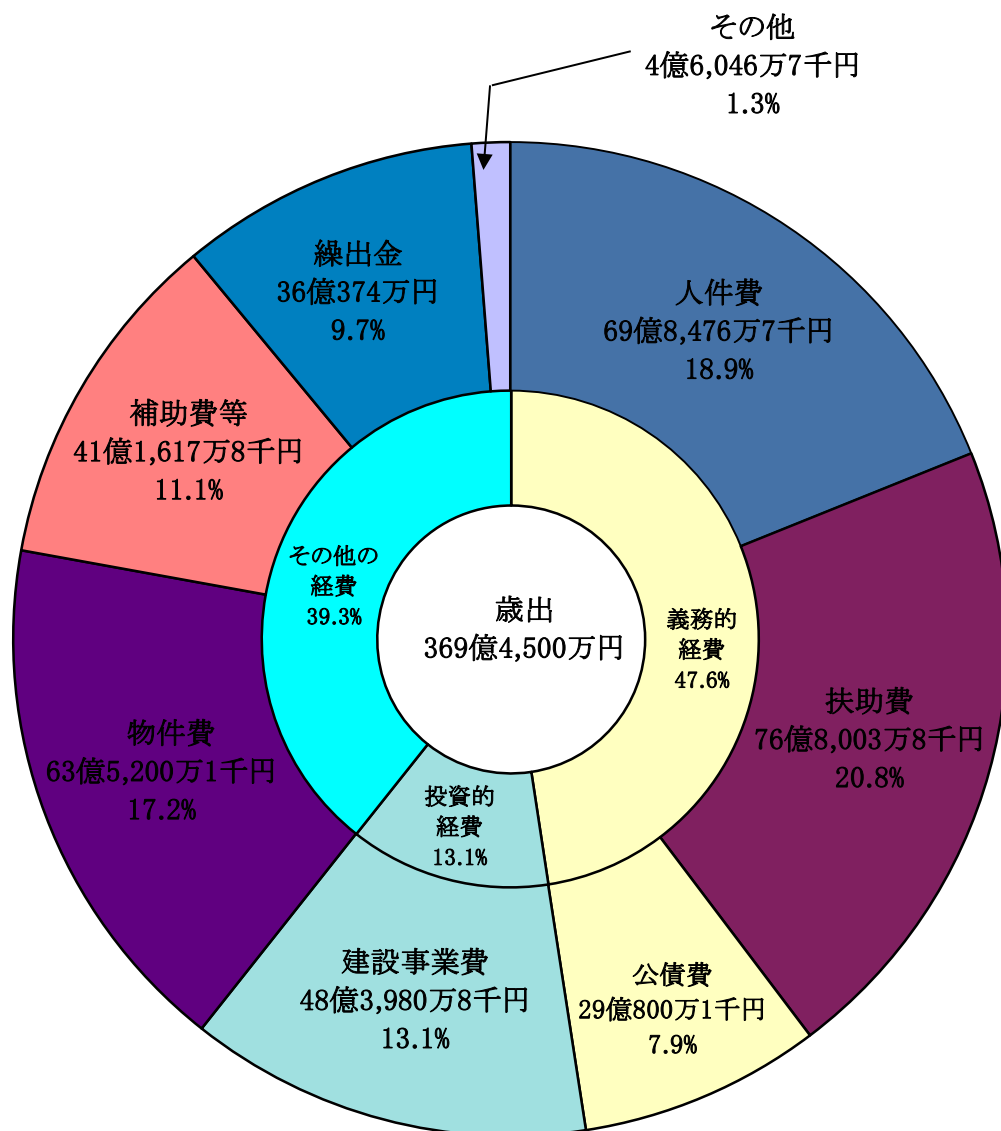
(2) 性質別歳出 (構成比)

義務的経費は、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費で、人件費、扶助費、公債費に区分できます。平成24年度予算では47.6%です。

人件費の予算額は減少し、割合は19.4%から18.9%になりました。扶助費は社会保障制度の一環としての生活を維持するための経費ですが、予算額、割合ともに減少し21.0%から20.8%となりました。公債費は予算額、割合ともに増加し7.7%から7.9%となりました。

投資的経費は、工事や用地取得の社会資本の整備等を行うための経費で予算額、割合ともに増加し12.9%から13.1%となりました。

補助費等は、主に保育所等の運営経費の増等が引き続きあることから、予算額、割合ともに前年度ほぼ同程度で11.2%から11.1%となりました。

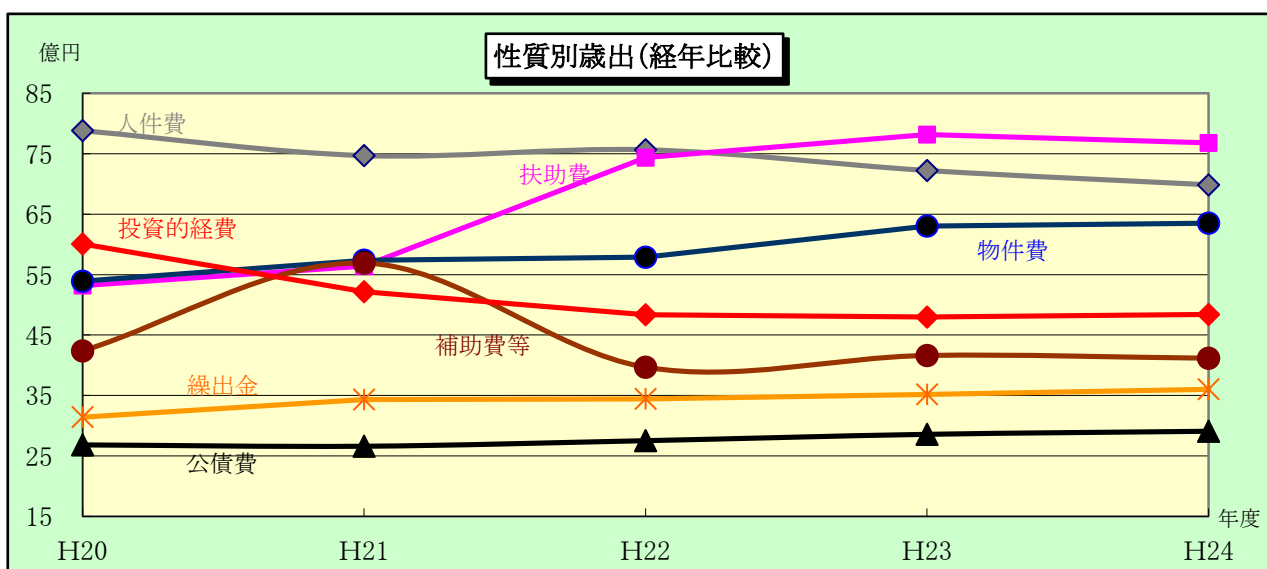


(2) 性質別歳出 (経年比較)

義務的経費の平成24年度予算は、人件費が約69.9億円、扶助費は子ども手当関連の法改正による減により約76.8億円ですが、生活保護費、障害者福祉費等は増加傾向にあります。公債費は約29.1億円で、次年度以降更に増加傾向にあります。

積立金は、各年度の決算では余剰金を一定積み立てることができていますが、当初予算編成の時点では、積み立てるのが難しい状況にあります。

投資的経費は、庁舎建設予定地用地取得費年賦分が平成23年度で終了したものの、けやき保育園及びピノキオ幼児園移転改築等工事等により前年度ほぼ同額の約48億円となっています。



(単位：百万円、%)

区 分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	
義務的経費	人 件 費	7,884	22.0	7,470	20.1	7,567	19.9	7,223	19.4	6,985	18.9
	扶 助 費	5,320	14.8	5,640	15.2	7,435	19.6	7,818	21.0	7,680	20.8
	公 債 費	2,682	7.5	2,660	7.1	2,752	7.2	2,857	7.7	2,908	7.9
	小 計	15,886	44.3	15,770	42.4	17,754	46.7	17,898	48.1	17,573	47.6
物 件 費	5,390	15.0	5,739	15.4	5,788	15.2	6,304	16.9	6,352	17.2	
維 持 補 修 費	145	0.4	156	0.4	186	0.5	185	0.5	179	0.5	
補 助 費 等	4,237	11.8	5,691	15.3	3,967	10.4	4,161	11.2	4,116	11.1	
積 立 金	1,028	2.9	1,220	3.3	2,046	5.4	266	0.7	211	0.6	
投資及び出資金・貸付金	11	0.0	6	0.0	0	0.0	1	0.0	1	0.0	
繰 出 金	3,143	8.8	3,433	9.2	3,445	9.1	3,519	9.5	3,604	9.7	
投 資 的 経 費	6,008	16.8	5,217	14.0	4,836	12.7	4,797	12.9	4,840	13.1	
予 備 費							60	0.2	69	0.2	
合 計	35,848	100.0	37,232	100.0	38,022	100.0	37,191	100.0	36,945	100.0	

※平成22年度までは普通会計決算、平成23、24年度は一般会計当初予算

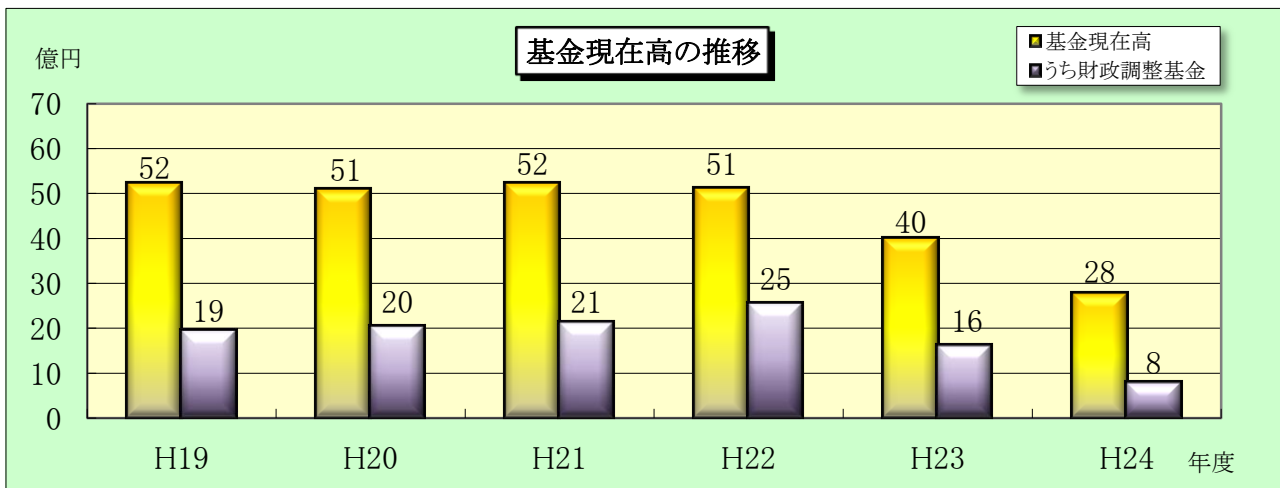
5 基金と市債の概要

(1) 基金の状況

一般家庭では貯金にあたります基金の残高ですが、平成19年度は約52億円でしたが平成23年度決算見込では約40億円、平成24年度当初予算では約28億円で約2億円積み立て、約14億円市民サービスに活用する予定です。

不測の事態や将来のために積み立てている財政調整基金は、平成19年度では約19億円でした。平成23年度決算見込みでは約16億円まで取り崩し、平成24年度当初予算編成時に8.4億円の取崩を予定し約8億円になります。

財政調整基金は予算の計画性及び年度間の不均衡調整のためにも重要ですが、平成22年度決算では多摩26市平均残高は約30億円ですので、他市と比較しますと極めて少ない状況にあります。今後とも基金の効率的活用と積極的な積立を推進していきます。



(単位：百万円)

区 分	平成22年度末 現在高	平成23年度末 現在高見込額	平成24年度末		
			積立見込額	取崩見込額	現在高見込額
財政調整基金	2,537	1,612	1	840	773
職員退職手当基金	9	9			9
庁舎建設基金	249	400			400
保養施設建設基金	22	22			22
文化センター建設基金	191				
地域センター等建設基金	95	96			96
地域福祉基金	85	30		5	25
環境基金	1,164	1,287	200	360	1,127
都市再開発整備基金	103	103		100	3
鉄道線増立体化整備基金	432	307		100	207
みどりと公園基金	147	44		10	34
市営住宅整備基金	49	50	4	2	52
教育施設整備基金	19	20	7	15	12
合 計	5,102	3,980	212	1,432	2,760

※土地開発基金は100万円未満のため除いています。

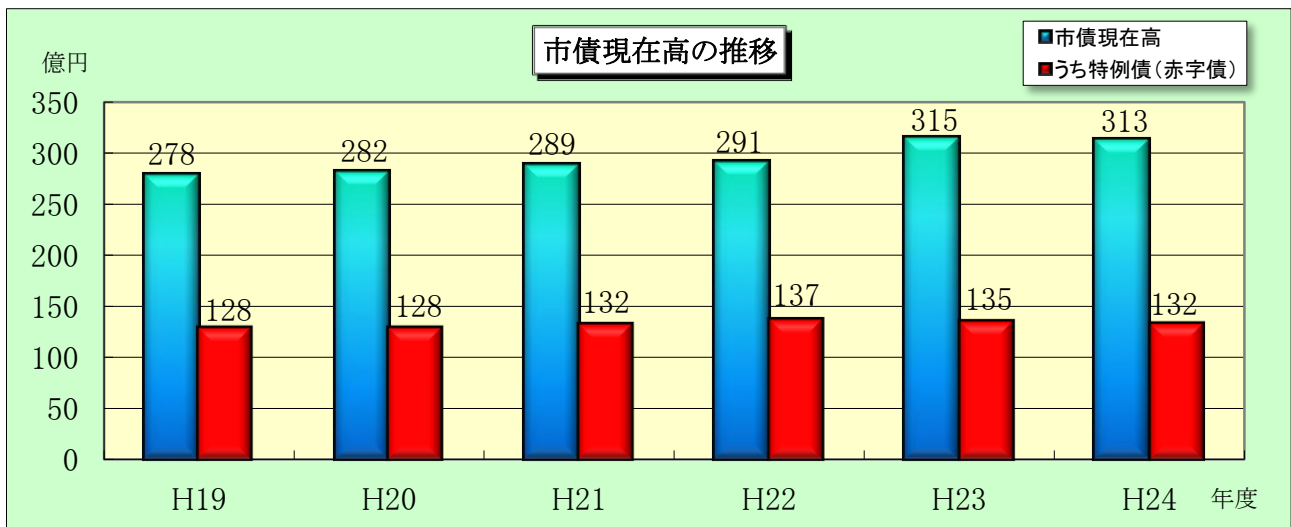
(2) 市債の状況

一般会計の市債（借金）の残高ですが、次第に増加している傾向にあります。特に問題なのは特例債いわゆる赤字債の問題です。

減税補てん債は、平成19年度では約50億円でしたが、平成19年度に廃止され平成24年度末見込では約25億円になります。

臨時財政対策債は平成13年度から国の地方財政政策のもと開始され、平成19年度では約4億円、平成24年度末見込では約105億円、借入額のピークは平成15年度約17億円で、その後発行を抑制しましたが、市民サービスの維持、増進を図るため、平成24年度借入見込額は8.9億円となっています。

市債残高は、建設事業債、赤字債ともに減少に転じました。市では市債についてできるだけ発行の抑制を図っています。



(単位：百万円)

区 分	平成22年度末 現在高	平成23年度末 現在高見込額	平成24年度末		
			借入見込額	償還見込額	現在高見込額
建設事業債	15,459	18,013	1,403	1,363	18,053
特例債（赤字債）	13,653	13,465	890	1,137	13,218
減税補てん債	3,519	3,008	0	517	2,491
臨時税収補てん債	286	248	0	39	209
臨時財政対策債	9,848	10,209	890	581	10,518
合 計	29,112	31,478	2,293	2,500	31,271

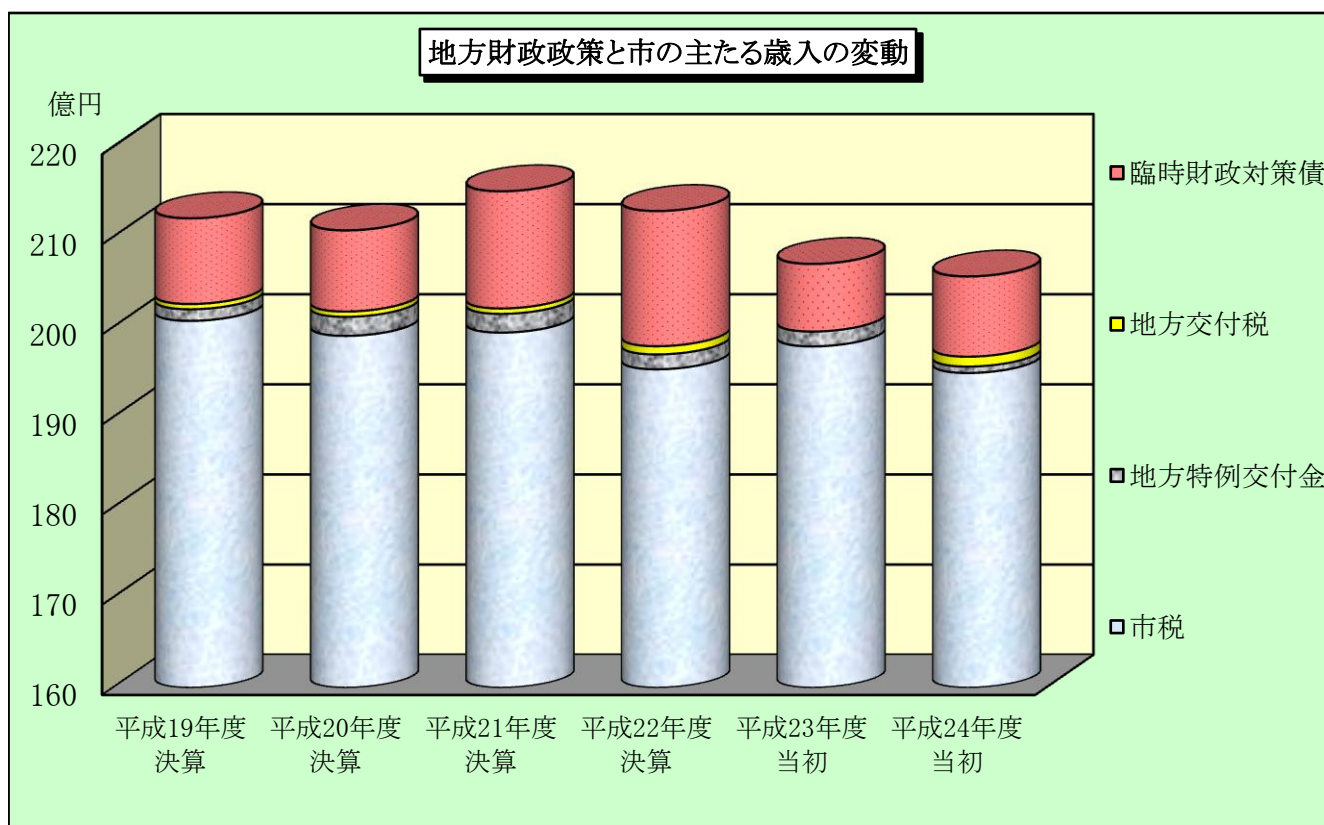
6 地方財政政策と市の主たる歳入の変動

市税は約3.0億円の減、臨時財政対策債は1.4億円の増となっています。

市の歳入の基本は市民の皆さんが納めていただく市税です。

しかし市税だけでは様々な市民サービスを行うには、予算が不足しますので、国や都からの補助金のほか、地方の財政調整、財源調整のための「地方交付税」、地方財政の財源不足を交付税の代替として起債が認められる「臨時財政対策債」、住宅借入金等特別税控除による個人市民税減収補てん措置等に係る「地方特例交付金」があります。

これらは毎年度国の地方財政計画に定められ、市の歳入に大きく影響があります。地方分権、税源移譲の主旨は市独自の政策等を行いやすくすることでしたが、現実的には様々な問題があります。今後の地域主権改革の推進、社会保障・税一体改革の動向に注視する必要があります。



(単位：百万円)

歳入	平成19年度 決算	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 当初	平成24年度 当初
市税	20,071	19,905	19,941	19,534	19,788	19,493
地方特例交付金	128	211	208	165	165	71
地方交付税	58	59	60	91	0	110
臨時財政対策債	950	900	1,300	1,500	750	890
計	21,207	21,075	21,509	21,290	20,703	20,564
構成比	58.0%	54.5%	55.4%	54.3%	55.7%	55.7%
増減額		△132	434	△219	△587	△139
歳入総額	36,575	38,697	38,812	39,199	37,191	36,945

※平成22年度までは一般会計決算、平成23、24年度は一般会計当初予算

7 市の家計簿

・・・もし小金井市が年収447万円の家庭だったら・・・
 (平成22年度当初予算を基準(500万円)としています。)

市の財政と家庭の家計ではしくみが違いますが、分かりやすくするために、家計簿に置き換えてみました。

平成24年度は、去年と比べて食費や医療費(義務的経費)が5万円減りますが、光熱水費や被服費などの生活費(物件費)や、家の増改築や車の購入費(投資的経費)が2万円増えます。

親からの仕送り(国・都支出金)が3万円減り、景気の動向等から給料(市税)も4万円減ります。パート収入(分担金及び負担金等)は2万円増えますが、貯金の取崩し(基金繰入金)を3万円減らしたため、ローン借入(市債)を5万円増やします。

【小金井市の家計簿】

【収入】

【支出】

項目		平成24年度	平成23年度	平成22年度	項目		平成24年度	平成23年度	平成22年度		
自主財源	市税	給料	235万円	239万円	230万円	義務的経費	人件費	食費	84万円	87万円	95万円
	分担金及び負担金等	パート収入	23万円	21万円	21万円		扶助費	医療費	93万円	95万円	85万円
	財産収入 寄附金	家賃収入	0万円	0万円	2万円		公債費	ローン返済	35万円	35万円	34万円
	繰入金	貯金の取崩し	17万円	20万円	25万円		小計		212万円	217万円	214万円
	繰越金	去年の余り	6万円	6万円	4万円		物件費	光熱水費や被服費などの生活費	77万円	76万円	75万円
	小計		281万円	286万円	282万円		維持補修費	家や車の修理代	2万円	2万円	2万円
依存財源	国都支出金 地方譲与税等	親からの仕送り	138万円	141万円	149万円	補助費等	クラブ活動費やサークル、会合の会費	50万円	50万円	47万円	
	市債	ローン借入	28万円	23万円	69万円	積立金	貯金	3万円	3万円	2万円	
	小計		166万円	164万円	218万円	繰出金	子供への仕送り	43万円	43万円	43万円	
合計		447万円	450万円	500万円	投資的経費	家の増改築や車の購入等	59万円	58万円	116万円		
					予備費	緊急必要な時に使えるお金	1万円	1万円	1万円		
					小計		235万円	233万円	286万円		
					合計		447万円	450万円	500万円		

8 主な事業

みどいあふれる快適で人にやさしいまち(環境と都市基盤)	(単位:千円)
住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金 市民が設置した太陽光利用機器等住宅用新エネルギー機器の購入費用の一部を補助します。	10,550
環境配慮住宅型研修施設に要する経費 滄浪泉園西側に建設した環境配慮住宅型研修施設を本格的に稼働します。	5,519
二枚橋衛生組合の解散に伴う承継事務に要する経費 二枚橋衛生組合の解散に伴い、事務を承継し、施設解体等工事(平成22~24年度)、環境保全管理等を行います。	860,597
燃やすごみ処理(広域支援)に要する経費 市内から排出される燃やすごみの処理を、広域支援により多摩地域のごみ処理施設に依頼します。	624,000
生ごみ減量化処理機器購入費補助金 市内在住の個人および市内事業者を対象に、生ごみ減量化処理機器の購入費用の一部を補助します。	18,940
道路新設改良に要する経費 JR中央本線交差道路街路築造工事、JR中央本線まちづくり側道(市道787号線)街路築造工事等を行います。	148,721
都道134号線整備に要する経費(新みちづくり・まちづくりパートナー事業) 拡幅整備に係る用地取得、物件補償、電線共同溝設置工事および街路築造工事、設計等を行います。	289,353
主要地方道15号線整備に要する経費 拡幅整備に係る用地取得、物件補償および設計、電線共同溝工事等を行います。	132,264
自転車駐車場に要する経費 自転車駐車場の一部移設に伴い、新規開設工事および閉鎖撤去工事を行い、JR東小金井駅付近の高架下に自転車駐車場を設計します。	222,600
JR中央本線連続立体交差事業負担金 駅舎周辺の残工事および側道整備等を行います。	423,667
武蔵小金井駅北口周辺地区まちづくり調査に要する経費 平成23年度に策定した地区計画の原案等を踏まえ、地元組織を支援して具体的な施設配置等を検討します。	4,574
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成金 震災時における避難、緊急消火活動及び緊急輸送物資の輸送等を確保するため、該当建築物の耐震診断の助成を行います。	6,000
東小金井駅北口土地区画整理事業に要する経費 仮換地の指定、建物の移転補償およびそれに伴う調査、整地および道路築造工事、区画整理事業用地の一部取得等を行います。	1,373,076
都市計画道路3・4・12号線整備に要する経費 拡幅整備に係る用地取得、街路築造工事および電線共同溝設置工事等を行います。	185,562
都市公園の整備に要する経費 小長久保公園の用地取得、滄浪泉園緑地はけうえ広場整備工事およびぐみの木公園遊具撤去新設工事を行います。	268,909
ふれあいと活力のあるまち(地域と経済)	(単位:千円)
こがねいし安全・安心あいさつ運動ポスター等コンクールに要する経費 あいさつを通じて子どもたちを見守る運動として一層の普及を図るため、第2回コンクールを実施し、ポスターや標語を募集します。	263
緊急雇用創出事業に要する経費 雇用情勢の悪化を受け、緊急雇用を4課10事業で実施します。	94,418
市民農園に要する経費 緑町4丁目に新たな市民農園概ね45区画を開設します。	3,990

ベンチャー・SOHO事務所建設に要する経費 JR中央本線高架下に農工大・多摩小金井ベンチャーポートの卒所企業や市内外のベンチャー企業の受入れ施設を整備します。	66,325
消防施設維持管理に要する経費 第五分団詰所の外壁、屋上およびホース干し場等の改修工事を行います。	5,775
災害対策に要する経費 食糧・生活必需品・備蓄倉庫等、消耗品・備品を購入します。また、防災行政無線の音響伝搬エリアの調査を実施します。	28,552
豊かな人間性と次世代の夢をはぐくむまち(文化と教育)	(単位:千円)
行動計画の推進に要する経費 男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民懇談会の開催等により平成25年度を初年度とする新たな行動計画を策定します。	4,673
文化振興に要する経費 芸術文化振興計画推進共同研究の成果をふまえ、講座・ワークショップ等の実施により「小金井市芸術文化振興計画」を推進します。	2,550
芸術文化施策に要する経費 市民交流センターの効果的・効率的な事業実施及び管理運営を行います。	231,000
はけの森美術館改修工事に要する経費 はけの森美術館2階の旧居住部分を多目的講義室に整備します。	19,755
特別支援教育に要する経費 特別な支援が必要な児童・生徒の基本的な生活習慣確立等のサポートの充実を図るため、特別支援教育支援員を4人に増員します。	9,319
教育振興に要する経費 図書室の活性化・効率化を図り、子どもの読書活動に資するため、学校図書館のシステム化を行います。	2,766
学校給食に要する経費 強化磁器食器、食器洗浄機、食器消毒保管庫、立体炊飯器、アレルギー調理台、ボイラー等を購入します。	43,563
学校施設整備に要する経費 二小・緑小・南小給水設備改修工事、前原小運動場芝生整備工事、一中・緑中特別支援学級整備工事等を行います。	224,782
本町分館冷暖房設備改修および外壁補修工事に要する経費 安全・快適な施設利用のため、冷暖房設備の入替および外壁補修工事を実施します。	10,409
(仮称) 貫井北町地域センター建設に要する経費 (仮称) 貫井北町地域センター建設に伴う建築確認申請のほか、最終実施設計等を行います。	5,964
図書館維持管理に要する経費 図書館本館の耐震診断を実施します(昭和50年建築)。	2,665
(仮称) 貫井北町地域センター図書館分室開設事業に要する経費 (仮称) 貫井北町地域センター図書館分室の開館に向けて、書籍等(2万冊)を購入します。	30,481
名勝小金井(サクラ)復活プロジェクトに要する経費 整備活用計画、学識経験者の協議等を踏まえ、人道橋及び緑道の実施設計を行います。また、並木復活のため、補植用のヤマザクラの苗木を育成し、東京都に提供します。	18,882
スポーツ祭東京2013に要する経費 弓道・バスケットボールのリハーサル大会を実施します。	44,880
だれもが安心して暮らせる思いやりのあるまち(福祉と健康)	(単位:千円)
障害者福祉センター外壁塗装工事に要する経費 経年劣化による外壁塗装及び補修工事を行います。	14,000
家具転倒防止器具等取付事業に要する経費 65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯に対する家具転倒防止器具等の取付けを行います。	1,502

新たな児童手当 平成24年4月分から中学校修了前までの子どもに対し、新たな児童手当を支給します。	1,416,250
のびゆくこどもプラン小金井推進事業に要する経費 子ども元気プロジェクト推進のため、利用者の声を反映する仕組みとして推進市民会議を6回に増やします。	606
保育計画策定に要する経費 待機児解消を主な目的として、保育施策の現状と課題を明らかにし、今後の保育需要や多様な保育ニーズに応じた具体的な取組を示すための計画を策定します。	3,036
病後児保育事業に要する経費 保育施設に通所している児童のうち、病気の回復期の状態で集団保育が困難な期間に一時的な保育を行います（平成24年6月開所予定）。	6,800
けやき保育園及びピノキオ幼稚園移転改築等に要する経費 東小金井駅北口土地区画整理事業に伴い移転改築等工事を実施します。	455,237
学童保育所建替工事に要する経費 あかね学童保育所の保育環境整備のため、建替工事設計を行います。	10,452
健康づくりフォローアップ指導事業に要する経費 働き盛り世代のメタボリックシンドロームの予防効果を高めるため、新たにフォロー教室を開催します。	64
日本脳炎予防接種に要する経費 平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの未接種者は、20歳未満まで対象を拡大します。	32,392
基本構想実現のために(計画の推進)	(単位:千円)
新庁舎建設調査に要する経費 具体的な庁舎機能等について、市民フォーラムの開催等により、基本計画を策定します。	5,681
東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画策定に要する経費 東小金井駅北口まちづくり事業用地について、平成23年度に引き続き検討し、市民説明会を開催し、整備活用計画を策定します。	4,494
行政診断に要する経費 行財政改革推進のため、組織・定員に係る行政診断を実施します。	5,323
コンビニ納付関連事業に要する経費 納付者の利便性向上のため、市税等のコンビニ等収納を実施します（平成24年度実施分：軽自動車税）。	1,157
(仮称) 東小金井市政センター建設事業に要する経費 JR中央本線高架下東小金井駅近くに市政センターを建設するため、建設予定地の測量及び設計を行います。	6,973

9 財政用語

◇予算編成方針

地方自治体の長がある施策を実施するためには、予算編成の基本を定め、それに必要な経費を確実な財源の裏付けをもって、予算上に具体的に示さなければなりません。この予算編成の基本が予算編成方針です。

小金井市では、市長が会計年度ごとに予算の編成方針を定め、当初予算の編成方針は、前年度の11月1日までに各部長等に示します。

◇実施計画

市では行政施策の最上位計画である「小金井市第4次基本構想」を平成23年度から平成32年度を計画期間として定め、その基本計画で明らかにされた施策を計画的に実施するため、財政的裏付けと事業年度を明らかにしたものが実施計画（計画期間3年）です。

◇一般会計と特別会計等

○会計の区分

地方公共団体の会計は単一のものが原則ですが、地方公共団体の事務は複雑多岐にわたっており、一つの会計ですべてを処理することが困難ですので、市では、一般会計、特別会計に区分しています。

○一般会計

福祉、教育、道路整備、ごみ処理など地方公共団体が基本的にすべき事業のための会計です。

○特別会計

特定の事業を行うための歳入歳出を、一般会計と区分して別に処理する必要がある場合に設置する会計です。国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の4事業です。

○普通会計

総務省で定める基準により、各地方自治体の財政状況の把握、地方自治体間の財政比較等のために用いられる統計上、観念上の会計をいいます。

※他団体との比較が同条件下でできることから、決算分析に広く活用されている会計区分です。

◇歳入

○市税

市民の皆様から納めていただく市の税金です。具体的には、市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税・都市計画税です。

○地方譲与税

徴収の利便性などの問題から、一旦国税として徴収されその後、市町村に譲与されるもので、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税があります。いずれも、市町村道の面積や延長を基準として配分し譲与されます。

平成16年度から平成18年度まで、国から地方への本格的な税源移譲を行うまでの措置として、国税である所得税の一部を「所得譲与税」として譲与されていました。

○利子割交付金

利子課税20%は、所得税（国税）15%と利子割（都民税）5%として徴収されます。利子割の一部が個人都民税の取扱額に基づき按分で都から区市町村に交付されます。

○配当割交付金

配当課税のうち都税として徴収された一部が個人都民税の取扱額に基づき按分で都から区市町村に交付されます。

○株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得課税のうち都税として徴収された一部が個人都民税の取扱額に基づき按分で都から区市町村に交付されます。

○地方消費税交付金

消費税の5分の1が地方消費税として、都道府県並びに区市町村に1/2ずつ交付されます。交付額は、その区市町村の国勢調査の人口や事業所統計の従業者数を基準に配分されます。

○自動車取得税交付金

都に納付された自動車取得税の約70%が区市町村に交付されます。交付額は、区市町村道の面積や延長を基準として配分されます。

○地方特例交付金

地方特例交付金は、平成11年度に恒久的な減税に伴い住民税の減収の一部を補てんするために創設され、交付税の交付、不交付を問わず、減収見込み額の4分の3相当額からたばこ税の地方譲与分を除いた額が交付されていました。

現在では、減収補てん特例交付金分として住民税の住宅ローン控除減収分を補てんするために交付されています。

○地方交付税

区市町村によって生じている税収入の格差を是正し、一定の行政水準を保つために国から交付される交付金をいいます。国税3税（所得税、酒税、法人税）に消費税、たばこ税を加えた5税が原資となっています。

交付税には、区市町村が標準的な行政を行うために財源を保障するために交付される「普通交付税」と各市町村の特殊事情によって生じた財政需要を補うための「特別交付税」があります。「特別交付税」については、平成18年度から「不交付団体に対する特別交付税の重点化」により段階的に減額され、平成21年度から災害対策等に限定されています。

○交通安全対策特別交付金

区市町村が道路交通安全施設の整備を行う経費に充てるため、交通反則金を区市町村の交通事故発生件数等を基準に配分し交付されます。

○分担金及び負担金

区市町村が一部や特定の者に対し特に利益のある事務事業を行う場合に、その必要な費用に充てるため、利益を受ける者から徴収するお金を分担金といいます。

一方、負担金も一定の事務事業について特別の利害関係がある人から、その事業に必要な経費を、受益の受ける程度に応じて市が課する金銭的な給付を言い、両者はよく似た性格をもっています。

○使用料及び手数料

使用料は、区市町村が所有又は管理している施設を利用する時に、区市町村に納付されるお金をいいます。納付された使用料はその施設を維持、管理するための経費の財源となります。

手数料は、区市町村が特定の人のために行う行政サービスの対価として区市町村に納付されるお金をいいます。納付された手数料はその行政サービスを行うための経費の財源となります。

使用料も手数料も、区市町村が徴収するためには、法令や条例に定める必要があります。

○国庫支出金・都支出金

区市町村が行う事務事業に、何らかの必要性に基づいて、国（都）が経費の一部又は全部として区市町村に給付される収入をいいます。また、その性格により、負担金、補助金、委託金に区分されます。

○財産収入

市町村が所有する財産等を貸し付ける事によって生じる対価や基金の運用利息等の財産運用収入と、市町村の財産を譲渡すること等により生じる財産売却収入があります。

○寄附金

市町村に対する金銭の無償譲渡のことをいいます。寄附金の使途を指定しない一般寄附金と使途を指定した指定寄附金があります。

○繰入金

一般会計、特別会計、基金の間において相互に資金運用の方法として、各会計等の経理する資金を他の会計で受け入れる時の収入をいいます。

○繰越金

前年度の決算で生じた余剰金を、次年度の歳入に編入する時の収入をいいます。

○諸収入

一般会計における歳入科目のひとつで、特定の歳入のための科目ではなく、他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目の名称で普通預金の利子等様々な収入があります。

○市債（地方債）

道路整備や学校建設など、一時的に多額の費用がかかる事業を実施するために、市が長期にわたり借り入れする資金のことです。道路や公共の建物などは、将来にわたって利用に供されることから、次世代の方にも費用を負担していただくという意味で、世代間の公平性という観点からも市債（地方債）を財源とすることができるとされています。

◇目的別歳出

地方公共団体の経費を、行政目的によって分類したもの。

○議会費

議会の活動にかかる経費です。

○総務費

全般的な事務や市の総合計画づくり、財産管理、統計、税の課税や徴収などの事務にかかる経費です。

○民生費

高齢者、障害者、児童などを対象とした福祉事業にかかる経費です。

○衛生費

病気予防のための各種検診や環境対策、ごみ処理などにかかる経費です。

○労働費

失業対策や勤労者のための各種施設の設置、管理にかかる経費です。

○農林水産業費

農林水産業の振興や農・林道の整備、漁港整備などにかかる経費です。

○商工費

商工業の振興、観光事業にかかる経費です。

○土木費

道路、公園、河川の整備、都市計画などにかかる経費です。

○消防費

火災予防や消火・救急救助活動などにかかる経費です。

○教育費

小中学校、幼稚園、社会教育活動、図書館、スポーツ振興などにかかる経費です。

○公債費

市債（借金）を返済するための経費です。

○諸支出金

他のどの支出科目にも目的が該当しない科目で、土地開発公社に要する経費等です。

○予備費

当初予想していない予算外の支出が生じた時や、歳出予算計上額が不足した時に充当される経費です。

◇性質別歳出

総務省の普通会計の基準に基づき、歳出経費を性質（人件費、物件費など）によって分類したものです。経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別することができます。

○義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費で、職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっています。

●人件費

職員等に対し、勤労の対価・報酬として支払われる経費です。

●公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費です。

●扶助費

社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に対してその生活を維持するために支出する経費です。

○物件費

物財調達のための一切の経費（賃金、旅費、消耗品費、備品購入費、委託料等）です。

○維持補修費

地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を保全するための経費です。

○補助費等

補助費等の項目とされる支出事項は、支出の目的・根拠・対象等によって多種多様で、人件費や維持補修費のように字句だけでは判断しにくいものも含まれます。（報償費、補助金、賠償金、寄附金、補償費等）

○積立金

特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てるために設けられた基金等に積み立てる経費です。

○投資及び出資金

地方公共団体が財産を有利に運用するための手段として国債・地方債を取得する場合や公益上の必要性等の見地から会社の株式を取得したり、新たに共同して株主となる場合等に支出する経費です。

○貸付金

地方公共団体が直接あるいは間接に地域住民の福祉増進を図るための現金の貸付けに要する経費です。

○繰出金

一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費（各会計の赤字補てんの目的のために支出されるもの等）です。

○投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されています。

◇基金

基金とは、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられるものです。

○財政調整基金

財政調整基金とは、年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積み立てを行い、財源不足が生じる年度に活用します。また、各年度において決算上剰余金を生じた時は、その全部又は一部を積み立てることとなっています。不測の事態や将来の大きな事業に備えて、一定額貯めておかなければなりません。

◇地方債（建設事業債と特例債（赤字債））

建設事業債とは、公共施設等（道路や学校など）の将来に残る資産の建設費用に充てるために発行される地方債をいい、特例債（赤字債）とは、一般財源と同様、用途が限定されておらず、地方財政対策のために発行される地方債をいいます。

○臨時財政対策債

臨時財政対策債とは、地方の財源不足を補てんするため特例的に認められる地方債です。

従来はこの財源不足額を補てんするため、国の交付税特別会計で借入れを行い、交付税として地方に配分されていましたが、国と地方の責任分担の更なる明確化等のため、平成13年度から地方自らが直接借り入れる方式に切り替えられ、いわば普通交付税の振り替わりの性格を持つものとされています。

○住民税等減税補てん債（減税補てん債）

減税補てん債とは、国の減税政策により個人住民税の減税が実施された場合、その減収分を補てんするため特例的に認められる地方債で、いわば市税の振り替わりの性格を持つものとされています。平成6～8年度及び平成10～15年度に発行しています。

○臨時税収補てん債

臨時税収補てん債とは、地方消費税の収入が平成9年度において平年度化していないことに伴う影響に対処するために発行した地方債です。